

岐阜県公報

目次

告示

地方卸売市場における卸売業務の廃止	(農産物流通課)	一
地方卸売市場の廃止の許可	(同)	二
地方卸売市場の開設の許可	(同)	二
卸売業務の許可	(同)	二

号外 (第) 平成二十七年 四月 一日

告示

岐阜県告示第二百四十四号の二

岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)第九条の規定により、平成二十七年三月二日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があつたので、同条例第二十五条の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

市場の名称	取扱品目の部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所	廃止予定年月日
東濃東地方卸売市場	青果水産物	株式会社丸中水産市場	中津川市茄子川一六四六番地の二	平成二十七年四月一日

岐阜県告示第二百四十四号の三

岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)第九条の規定により、平成二十七年三月十二日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があつたので、同条例第二十五条の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

市場の名称	取扱品目の部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所	廃止予定年月日

東濃東地方 卸売市場	青物 水産物	有限会社 大進フーズ	中津川市茄子川一六四六番地の二	平成二十 七年四月 一日
---------------	-----------	---------------	-----------------	--------------------

岐阜県告示第二百四十四号の四

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、平成二十七年三月三十一日次のとおり地方卸売市場の廃止の許可をしたので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

東濃東地方 卸売市場	中津川市茄子川一六四六番地の二	株式会社丸中水産市場	中津川市茄子川一六四六番地の二	取扱品目 の部類 青果 水産物
---------------	-----------------	------------	-----------------	--------------------------

岐阜県告示第二百四十四号の五

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定により、平成二十七年三月三十一日次のとおり地方卸売市場の開設の許可をしたので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

東濃東地方 卸売市場	中津川市茄子川一六四六番地の二	有限会社大進フーズ	中津川市茄子川一六四六番地の二	取扱品目 の部類 青果
---------------	-----------------	-----------	-----------------	-------------------

岐阜県告示第二百四十四号の六

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の許可をしたので、岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第二十五条の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

東濃東地方 卸売市場	青果	有限会社大進フーズ	中津川市茄子川一六四六番地の二
市場の名称	取扱品目 の部類	卸売業者の名称	卸売業者の住所